

「読むこと・生きること・情報は命！」

～文字の読み書きを支援するサービス「文字情報サービス」を普及する制度づくり～

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長
市橋正光

I. はじめに：文字の読み書きの必要性とは？

地球上で人類だけが文明を大きく発展させることができたのは、文字の読み書きができるようになったからだと言われています。高度情報化されている現代社会において自立した人間らしい豊かな生活を送るためには、最低限の文字の読み書きができることが必要となります。憲法や国際条約などでも認められている人権保障や平等という視点からも、誰もが平等に読み書きできる社会づくりを進めることはとても重要です。国民主権に基づく情報保障の必要性についても確認しながら、読み書きに困難がある障害者や高齢者を対象とする文字情報サービスの具体的な実践につながる行政施策について、課題と今後の展望を考えてみたいと思います。

1. 文字の読み書きの歴史と情報保障の必要性

言葉を記録することを主な目的として、人類はじめて文字を使ったのは、今から約5000年前の古代エジプトだと言われています。遺跡として有名なピラミッドに収められている棺などに書かれているヒエログリフと呼ばれる象形文字が使われていました。当時は、国王の指示のもとで、ヒエログリフの読み書きができる神官が国民を治める行政を行っていました。また、国民に広く文字の読み書きが広まっていなかったため、言葉で話したことを文字で記録することを仕事とする「代書人」と言われる職業も存在しました。つまり、当時は、文字の読み書きができる一部の人が、国を治める行政を担っていました。

人が得る情報の8割は目から得ていると言われています。朝起きて時計を見て起床時刻を確認することから始まり、夜寝るまでの間に必ず文字の読み書きをすることはありますので、読み書きを行うことが、いかに重要なかがわかります。また、現在のような高度情報化社会において、自ら有益な情報を得ることができようかは死活問題となります。読み書きが困難な人は、本屋や図書館に行っても読める本がほとんど無い状態ですので、本屋や図書館に置かれている本について、ただ紙の束が置かれているだけだと感じている人も多くいます。日本では年間約6万点の本が出版されていますが、点字本は全国81の点字図書館において年間約5400タイトル、音訳図書は約8600タイトル程度、大活字本は年間200タイトル程度しか発行されていない現状です。また、文科省によると全国の公・私立の図書館の蔵書数の総計は4億2千万冊、これに対し点訳・音訳になっている本は100万冊程度にすぎません。教科書も、点字や音声、大活字版等が無ければ自ら学習することができませんが、義務教育課程以外については未だ一部の教科しか保障されていない状況です。日本国憲法では、教育を受ける権利や知る権利（表現の自由）、健康で文化的な最低限度の生活をする権利、幸福を追求する権利や個人として尊重される権利を認めています。文字の読み書きができるかどうかということは、まさに基本的な人権が保障されているかが問われています。また、日本は国民主権の国ですので、国や自治体にある情報

は、国民の共有財産であり、全ての国民が平等に正しく情報を受け取る権利があると考えられます。

2. 高度情報化社会における文字の読み書きの必要性

高度情報化社会で自立した生活を送るためには、目が見えている人が得られる情報を文字の読み書きに困難がある人にも平等に受け取ることができる社会づくりが必要になります。目から得る情報には、ありとあらゆる情報があります。例えば外出するための地図情報や目的地の情報、交通機関を利用するためには駅構内の表示に書いてある文字情報を読むことも必要になります。車を運転するためには信号機などの交通標識や目的地を示す看板等の文字情報を読むことが必要になります。買い物をするにも、お店の所在地の情報だけでなく商品の価格、特売やセールなどの情報も必要になります。学校や職場では、教科書や参考書を読むことや配布される資料を読むことが必須となりますし、授業や会議でも黒板やホワイトボード、パワーポイントに表示される文字情報を読む必要があります。インターネットで調べものをするにもホームページ等に掲載されている文字情報を読むことが必要となります。また、地域の回覧板をはじめ市区町村や都道府県毎に発行される広報や議会だよりなどの行政情報等、生活を送る上で有益な文字情報を得られるかということは、自立した人生を送る上で、とても大きな情報格差を生み出すこととなります。

3. 読み書きが得意な人が行政を行う社会

世界で一番最初に、文字を使った古代エジプトでは、文字の読み書きできる神官が国王のもとで、政治や行政を行っていましたが、文字の読み書きができることは、政治行政を担う者にとっては欠くことのできないものでした。日本では、江戸時代には奉行所の御札書きと言われる立て札を各地域に設置することで、政治行政

が行われていました。また、地域に住む一般市民も文字の読み書きができないと奉行所の御札書きを読むことができませんので、寺子屋や藩校といった、文字の読み書きを学ぶ場所が、各地域にできていました。現在でも、先進国では一般的に文字の識字率が高く、政治行政の運営や文化発展の最低限の条件となっています。

人が地域に住んで周りとの協力しながら、自立した生活を送るためには、最低限の文字の読み書きができることが必ず必要になります。日本社会において、行政の手続きは原則として申請主義であることや、多種多様な手続きがあり、複雑化しすぎてしまったために、行政書士や司法書士、社会保険労務士等、行政手続きを補助する職業が必要とされる実情となっています。日本では、江戸時代に、「公事師」という奉行所への申請を代行する職業があり、明治時代には代書人という職業がありました。現在社会においても、裁判所において調停や訴訟を行う時に個人でも手続きを行うことができますが、実際には、訴状や各種の手続き書類、裁判上で必要な書類を作成する際に、弁護士や行政書士などの裁判や書類作成の専門家に依頼をしないと、より良い訴訟の結果を得るためには、不利となってしまいます。

また、明治時代に創設された日本の最高学府である東京大学は、国家公務員を養成することが主な目的とされていました。現在でも、東京大学の出身者や各地域の国立大学出身者の多くが国家公務員となっていることから、読み書きが得意であることが行政運営を行う必須条件になっていると考えられます。行政施策の内容を作成することを仕事とする国家公務員に対して指導力を発揮し、行政施策を実施する権限を持つ国会議員の前職についても、実に4割が国家公務員出身者となっています。国や地方の政治行政を行うためには、一般市民と比べて、特に読み書きが得意であることが、公務員等の必要な資質となっていることは、人類の歴史や江戸時代からの日本の行政運営のなどを見ても明

らかです。国や地域に住む一般市民が、文字の読み書きが得意な公務員が行う行政運営のもとで自立した安定した生活を送るためには、最低限の文字の読み書きができるということが欠かせないものとなります。



※世界最古の文字：エジプト「ヒエログリフ」



※江戸時代：奉行所の御札書き

II. 読み書き困難者の状況とは？

目の見えない人には、真っ暗に感じる人もいますし、明るさを感じる人もいます。視覚障害者等が読み書きに使う文字としては、「点字」がありますが習得が難しいこともあり、視覚障害者手帳取得者の約1割の2万人から3万人程しか習得できていないと言われています。点字や音声、大活字化されていない情報を得ることが困難な人にとっては、公的機関窓口等で「読み書き（代読・代筆）支援」を実施してもらうことは、無くてはならない必要な支援サービスとなります。目

が見えない人以外にも、目が見えにくくなってきた高齢者などが読み書きに困難がある状態となります。また、眼や手のケガ等で、一時的に読み書きが困難な状態になっている人もいます。人口の10%程度いると言われていた学習障害者（ディスレクシア）も読み書きが困難な状態にあります。著名人では、トム・クルーズやスティーブンスピルバーグ、片岡鶴太郎などが、ディスレクシアであることを公表しています。現在、日本は4人に1人以上が65歳となり、世界の超高齢化社会となっていますが、認知症などによっても文字の読み書きが困難な状態となります。

WHO（世界保健機構）の定義では、矯正視力0.05以上0.3未満が弱視者と定義されており、眼鏡をかけても見えにくい状態の人を「弱視者」と言います。目の見えない人だけが読み書きが困難だと思われがちですが、視覚障害者約30万人のうち7割が、目が見えにくい弱視者です。日本眼科医会の推計調査でも、日本では160万の人が、目が見えにくいことで、生活を送る上で不便があるとされています。先天性の聴覚障害者も耳から言葉を聞くことが難しいということもあり、文字の読み書きが苦手な人もいます。また、事故や病気などで手が無い人や、筋ジストロフィーのような身体的な機能障害で手が使えない人も読み書きに困難がある状態に置かれています。公共交通機関の利用でも困ることがたくさんあります。電車に乗る駅のホームに行くためには、たくさんの表示を正しく読むする必要があります。時刻表も大きな文字で書かれていない場合には、読むことが難しいので、自宅であらかじめ時刻表を調べてから出かけるようにしている人も多くいます。世界の高齢化社会となっている日本において、目の見えない人をはじめ、見えにくい状態にある弱視者や高齢者も含む、読み書きに困難があるすべての人を対象とする文字の読み書きを支援する「文字情報サービス」を普及する社会づくりを進めることは、とても重要なものとなります。

1. 障害の社会モデルと文字情報サービス

障害の有無ではなく、社会の側にある障壁によって自立した生活を送ることに困難な人を障害者とする「社会モデル」の考え方を導入しているニュージーランドなどでは、国民の6人に1人が福祉サービスを受けることができます。日本では、本人の身体的な障害があることで日常生活に不便があるという「医学モデル」の考え方で福祉行政を行っているため、国民の20人に1人程度が福祉サービスを受けられるという対象範囲が狭い状態での福祉施策の実施となっています。「社会モデル」が規定されている障害者権利条約を締結している国や地域は179（2019年8月現在/外務省発表）あり、世界一の高齢化社会となっている日本社会においても、障害者権利条約を批准したことをきっかけとして「社会モデル」の視点を取り入れて、今までの福祉施策を大きく見直しをしていくことが必要ではないでしょうか。

日本を含む先進国の標準的な視力は1.0とされています。日本においては、眼鏡等をかけている人は2人に1人いると言われています。一方でアフリカのギニア共和国の平均視力は4.0とも5.0とも言われており、近視等で眼鏡をかけている方は、都市部で近代的な暮らしをしている一部の人に限られています。アフリカのギニア共和国元大使のオスマンサンコンは、本人の著書の中で、日本で20年間暮らしたところ、視力が6.0から0.7まで下がってしまったということでした。日本において、自動車の運転免許証が更新できる条件の一つは、視力0.7以上とされています。このように考えてみると、日本を含む先進国では標準的な視力1.0程度の人暮らしやすい社会をつくっているといことになります。緑内障や白内障、網膜の病気などで、弱視の状態になっている人も多くいますが、近年はパソコン使用やテレビゲームのやりすぎなどで目を酷使することで、強度の近視や乱視で弱視の状態になる人も増えています。人間の目の機能は子どもの時からの生活環境にも左右さ

れると言われているので、日本を含む先進国の標準的な視力1.0というのは、先進国の社会環境がつくり出しているとも考えられます。また、仮に目の見えない人が大多数を占める社会となれば、逆に目が見えている人に不便がある社会になると考えることができます。日本も批准している障害者権利条約の基本的な理念となっている「障害の社会モデル」の考え方を導入し、社会の側にある障壁を解消していくためには、文字情報サービスの技能習得を目的とする行政制度を確立する必要があります。

Ⅲ. 公的機関における文字情報サービスの必要性とは？

厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者への代読・代筆支援に関する調査研究事業 報告書」では、読み書きに困っている人は、視覚障害者全体の86.4%となっています。また、24.7%の人が読み書きの支援を断られたことがあり、理由としては、「支援者では対応できない難解な内容（39%）」や、「公的な福祉サービスでは対応できない内容（30.5%）」となっています。読み書きを支援する公的な福祉サービスの利用で困ったこととして「支援を受けられない内容がある（53%）」「誤った記入や読み上げがあった（53%）」が共に主に困ったこととなっています。問題を解決する方法としては、公的機関の窓口での職員対応を基本として実施できるようにするために、読み書き（代読・代筆）支援も含む文字情報サービスの技能を習得して対応することが重要だということがわかります。調査結果によると、14の自治体で、厚生労働省の地域生活支援事業にある意思疎通支援事業として、読み書き支援員の派遣事業などを行っているがありますが、全国の自治体数（1747）の中で、わずか0.8%の実施率という、とても低いサービス実施にとどまっており、代読・代筆支援者の養成を行っている自治体は、わずか17となっています。また、家族や知り合いには頼みやすいが断られやすいという意

見もあり、資産管理に関する読み書き支援やプライバシーの尊重という意味でも家族や知人に頼りすぎることには限界があることわかります。このような調査結果からみても、厚生労働省の事業となっている読み書き支援員派遣事業に対して今後求められてくる役割としては、公的な窓口での読み書き（代読・代筆）支援サービスの実施とは別に、個人的な内容や日常生活に関係する内容についてのサポート支援ということになります。行政機関や金融機関などの公的機関が提供する文字情報サービスとしての読み書き（代読・代筆）支援サービスと、外出先や個人宅に行き、日常生活に関する代読・代筆支援を行うことになっている厚生労働省の読み書き支援員派遣事業とは、それぞれの役割分担を図っていくことが望ましいということがわかってきます。

1. 災害時における情報提供の必要性和障害者差別解消法

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、避難所の設置された掲示板にある情報の文字が小さくて読みづらい、内容が難しく困ったという多数の意見が、現地で行ったアンケート等で明らかになりました。特に被災者支援についての申請などの手続きの内容については、行政職員に避難所に来てもらって、読み書き（代読・代筆）支援をして欲しいとの意見も多数ありました。災害等などの非常事態になると、情報を得ることの重要性が高まり、いつも以上に読み書き困難な状態に置かれることが分かりました。

障害者権利条約の批准に伴い、2016年4月に施行された「障害者差別解消法では、社会の側にある障壁を取り除き、合理的な配慮を実施することについて、行政機関に対しては法的義務とし、民間企業に対して努力義務としています。合理的配慮の具体例として、点字や音声だけでなく、拡大版（大活字版）での情報提供や、読み書き（代読・代筆）情報支援の実施が挙げられています。身体的な障害（欠損等）を持つ

ことで障壁があるという「医学モデル」の考えから、社会の側にある障壁を解消することが合理的配慮だとする「社会モデル」の考え方が導入されたことで、法の対象範囲についても、障害者手帳の所持者に限られないとされています。つまり、視覚障害者だけでなく、高齢者で読書や読み書きに不自由がある人や、ディスレクシア（学習障害者）、一時的に手をケガして文字の読み書きができない人など、社会の側にある障壁によって読書や読み書きに不自由がある人の全てに対して、必要に応じて、点字・音声・大活字等での情報提供や、読み書き（代読・代筆）情報支援サービスの提供等が必要だとされています。全ての情報を点字や音声および大活字版にすることは困難ですので、点字や音声および大活字版等での情報提供をできる限り促進しながら、同時に読み書き（代読・代筆）情報支援という、人が対面で行う情報支援サービスの提供を促進することが、全ての人の読書や読み書きする権利を保障することになります。



※宮城県石巻市の避難所掲示板

2. 行政手続きのIT（オンライン）化と文字情報サービス

平成28年1月に、マイナンバー制度が導入されてから、行政手続きの一部が役所以外の場合でもできるようになり、行政のオンライン手続きの導入が進んでいます。政府ではさらにオンライン手続きなどを自動化して、役所の申請手

続き等の行政の効率化を進めようとする動きがあります。行政の効率化を進める時に問題となるのが、読み書きに困難がある高齢者や障害者が手続きをする時にIT機器を使うことが困難になる人が多いということがあります。この問題を解決するためには、読み書き（代読・代筆）支援などの人的なサポートをする体制が必要となりますので、行政の手続き内容や方法を熟知している、文字情報サービスの技能を習得した公務員等が窓口での文字情報サービスの提供と合わせて、IT機器使用のサポートすることが重要となってきます。

3. 人権保障の視点から考える！

人権とは、人間が生まれながらにしてもっているその人の存在自体に与えられた権利のことです。憲法は基本的に国家が国民に対して守るべきことを約束するという性質のものとなっていますが、日本国憲法は、第11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、第13条では「すべての国民は、個人として尊重される」としています。基本的人権は、自由権、平等権、社会権の3つの権利からなると言われていますが、3つの権利を保障する視点から考えてみても、民主主義国家として、全ての国民が平等に正しい情報を受け取る権利を保障することは、必要不可欠だと言えます。1948年に国連で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とされていますが、読み書きに困難がある高齢者や障害者は、必要最小限の公的な情報を得るにも困難な状態に置かれており、この状態に置かれていること自体が、基本的人権が保障されていないということになります。現実には、とても根深い問題として、読み書きに困難がある人は、公的機関から提供されているさまざまな有益な情報

があることにも気づかない状態に置かれていますので、自分自身が不利益な状態に置かれていることを自覚することも難しいということがあります。

読み書きに困難がある人も含む全ての人に平等に正しい情報を受け取る権利があることを、公的機関は人権保障の視点から受け止めることで、文字情報サービスの提供を行うことの必要性と課題を深く認識する必要があります。また、国際条約である障害者権利条約や日本国内の法律である障害者差別解消法の法律の実施内容が、読み書き困難がある人に周知が十分に行き届いていないということも原因となって、文字情報サービスを公的機関に求めることを遠慮してしまう人もいます。公的機関に対して、文字情報サービスを求めやすくするためにも、読み書き（代読・代筆）サービスを行うことを伝える表示プレートの設置がとても重要となってきます。現在では、技能習得講習（研修）を行った自治体を中心に、千代田区（東京都）や坂戸市・久喜市・熊谷市（埼玉県）、古河市（茨城県）、芦屋市（兵庫県）の6つの公共機関窓口で表示プレートの設置が行われています。



※千代田区研修会告知チラシ



※千代田区窓口表示プレート

最近、視覚障害者の全国団体が行ったアンケート調査では、障害者手帳を取得してから、都道府県や市区町村が発行する福祉のしおりに書かれている具体的な福祉サービスを利用するまでに平均して3年間かかるという、驚くべき結果が出ました。読み書きに困難がある高齢者や視覚障害者等は、公共機関にある情報について、多くの人が取捨選択して有益な情報を得ることができないという大きな不利益のある状態に置かれてしまっています。公的機関における文字情報サービスの具体的な内容としては、福祉のしおりはじめ、金融機関や自治体が発行する広報物や議会だより等の公的機関にある基本的な情報を点字や音声、大活字版にて、できるかぎり発行することと合わせて、窓口対応等で読み書き（代読・代筆）サービスを行うことが必要不可欠となります。

4. 自治体主催の技能講習(研修)会の実施状況

2011年頃から、読書や読み書きに困難がある人への支援活動を行っている、特定非営利活動法人 大活字文化普及協会（東京都）が運営する自治体主催の講習（研修）会の開催が各地に広がっています。当初は、福祉関係者や一般市民の受講者が多かったのですが、2016年に障害者差別解消法が施行されてからは、行政職

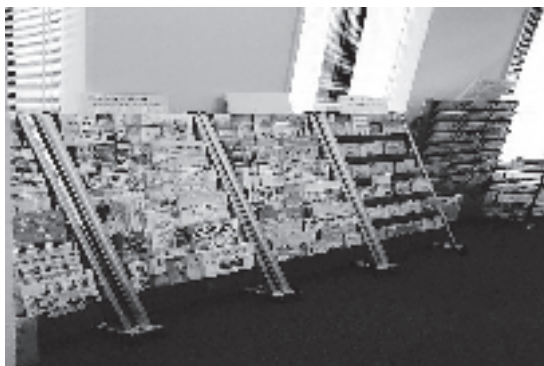
員を主な対象とする、自治体主催の講習（研修）会が、各地域で増えてきています。窓口を担当する職員や新人職員等を主体として、公共施設職員や福祉関係の相談員などが、日々の市民サービスに関わる業務などに活用することを目的として、研修（講習会）を受講するケースが益々増えてきています。

※読み書き（代読・代筆）支援サービスの講習（研修）一覧表

IV. まとめ：文字情報サービスの技能習得を目的とする制度の必要性とは？

厚生労働省の地域生活支援事業における意思疎通支援事業とされている、読み書き支援員派遣事業については、人材養成や派遣サービスを自治体が行えることになっていますが、サービスを利用できる対象者は、視覚障害者手帳取得者のみとなっています。一方で、内閣府において、2016年4月1日に施行された障害者差別解消法においては、社会の側にある障壁によって不自由な状態にある人、つまり、視覚障害者以外でも一時的な状態も含む読み書きに困難ある人の全てを対象として、文字情報サービスを実施することが規定さ

れています。国や自治体等、金融機関等の公的な機関においては、法的義務として、文字情報サービスとしての代読・代筆サービスの実施や点字・拡大文字での情報提供を行うとされていますが、過度な負担がある場合には実施しなくても良いという「合理的配慮」での実施となっているために、現場における具体的なサービス実施に、なかなかつなげていない状況となっています。この課題を解消するには、福祉施策を実施する役目がある厚生労働省や金融機関を監督指導する役目がある金融庁、国や地方自治体職員の教育や行政サービスを管理監督する役目がある総務省等においても文字情報サービスを確実に実施促進するために、さらに具体的な行政施策を行うことが重要となります。国の制度として技能習得を促進するためには、障害者差別解消法を制定して施行した内閣府等において、文字情報サービスとしての代読・代筆サービスの実施や点字・拡大文字での情報提供を行う技能を習得することを目的とする講習（研修）について、公的機関の職員の受講を「基本的な義務とする制度」を確立することが必要と考えられます。



※市区町村役所に設置された資料コーナー（例）

1. 制度概要（基本的なプログラム）

基本のプログラムとしては、文字の読み書きに困難なある視覚障害者等の文字情報サービスを受ける対象者の率直な要望などを聞くプログラムと、文字情報サービスの具体的な技能を習得するための実践演習プログラムが必ず必要となります。その他のプログラムとして、多種

多様な読み書き困難者の実態とニーズを理解して、地域および全国の文字情報サービス講習（研修）会等の実情を知る等の基本概要のプログラムも合わせて必要になります。また、一生涯を通じて家族や知り合いにも決して個人情報を含む実施内容の全てを本人以外の第三者には絶対に話してはいけないという守秘義務を学ぶことも大切です。

今後は、基本的な概要を学ぶ基礎プログラムと、主に習得する技能を高める応用プログラムの最低2種類のプログラムが必要になると考えています。応用プログラムとしては、点訳や音訳、拡大写本などの文字情報サービスの習得技能のレベルを上げる実践演習と、実施現場での技能の応用を身につけるために、2人1組となってアイマスク等を使用して実技を行う演習、そして文字情報サービス実施の時に起こる可能性があるトラブルの事例から学ぶなどの3つの内容が必要だと考えています。そして、基礎と応用のそれぞれのプログラムを修了した後には、検定試験等を実施して認定資格の制度とすることも、文字情報サービスの技能習得意欲を上げる効果を生み出すことにつながります。

2. まとめ

障害者権利条約の批准で導入された「社会モデル」の視点から、今までの福祉施策を大きく見直しをしていくことが必要です。例えば、目の見えない人への支援をはじめ、日本眼科医会の推計調査では160万人いるとされている弱視者の読み書きにおける困難を理解することは、超高齢化の日本社会の問題を理解することにもつながります。

公的機関における「文字情報サービス」を実施する体制を確立することは、一人一人が自立した豊かな生活を送るための必要最低限の社会環境づくりとなります。憲法などで国民主権を掲げる日本を含む先進国においては、国や地方自治体等の公的機関にある情報は、国民の共有財産だと考えられます。高度情報化社会がますます

ます進み、情報に満ち溢れている現在社会において今こそ、一人一人の基本的な人権を尊重するため、「国民すべてが平等で正しい情報を受け

取る権利がある」ということを再認識して、文字情報サービスの普及を進めていくことが必要不可欠です。

<参考文献>

- 「概説 障害者差別解消法」障害者差別解消法解説編集委員会
「知っておきたい子どもの目のケア」発行：少年写真新聞社
「テレビが伝えない憲法の話」発行所：PHP 研究所
「世界の文字と言葉入門1」発行所：小峰書房
「イラスト版 からだに障害がある人へのサポート」発行所：合同出版
「図説 本の歴史」発行所：河出書房新社
「文字の起源と歴史」発行所：創元社
「読みの整理学」発行所：ちくま書房
「福祉の思想」発行所：NHK 出版
「目の見えない人は世界をどう見ているのか」発行所：光文社
「読みやすい図書のための IFLA 指針」(財)日本障害者リハビリテーション協会
論文「フィンランド図書館の教育への貢献」人文社会科学論叢 桂 啓壮
資料「障害者の権利に関する条約」和訳/英訳 外務省 HP
「国家がよみがえるとき～持たざる国であるフィンランドが何度も再生できた理由～」マガジンハウス
「みんなの図書館～障害者サービス最新事情～」2018年8月号～ 図書館問題研究会
「視覚障害 その研究と情報 2018年5月号記事」視覚障害者支援総合センター
「視覚障害 その研究と情報 2019年2月号記事」視覚障害者支援総合センター
「出版ニュース～2019年3月下旬号～」出版ニュース社
「ことばの歴史」研究社

<発表者経歴 / 最近の雑誌・マスコミ掲載状況>

- ・1993年日本社会事業大学入学、サークル活動「ラグビー部」「やまのこ」等
- ・雑誌「出版ニュース」2016年6月上旬号：障害者差別解消法と読書権
- ・フジテレビ系列全国ネット「クイズやさしいね」2016年6月：大活字本専門書店紹介等
- ・TBS ラジオ全国ネット「壇れい 今日の1ページ」2017年3月3日：大活字本について
- ・「中日新聞夕刊」2016年11月11日：動き始めた読書権～目が不自由でも読みやすく
- ・朝日新聞「天声人語」2017年3月7日：現代社会における大活字本の必要